

第7回 グローアップ学習会

< 講義Ⅲ >

『個別サポート支援加算の手続きについて』

相談支援事業所 サンクスシェア
高倉 満彦

個別サポート加算（Ⅰ）

児童発達支援・医療型児童発達支援および放課後等デイサービスにおいて、**ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときに加算される**ものです。

対象要件

以下の(1)または(2)に該当すること。

(1)食事、排せつ、入浴および移動のうち**3つ以上**の日常生活動作について全介助を必要とするもの。

(2)指標判定の票の項目の点数の合計が**13点以上**であるもの。

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

個別サポート加算（Ⅰ）

各種加算の対象かどうかの決定は、基本的には**通所給付決定と同時に実施**されているところ、個別サポート加算（Ⅰ）についても、**通所給付決定申請の際の5領域11項目の調査結果**をふまえて決定をお願いします。

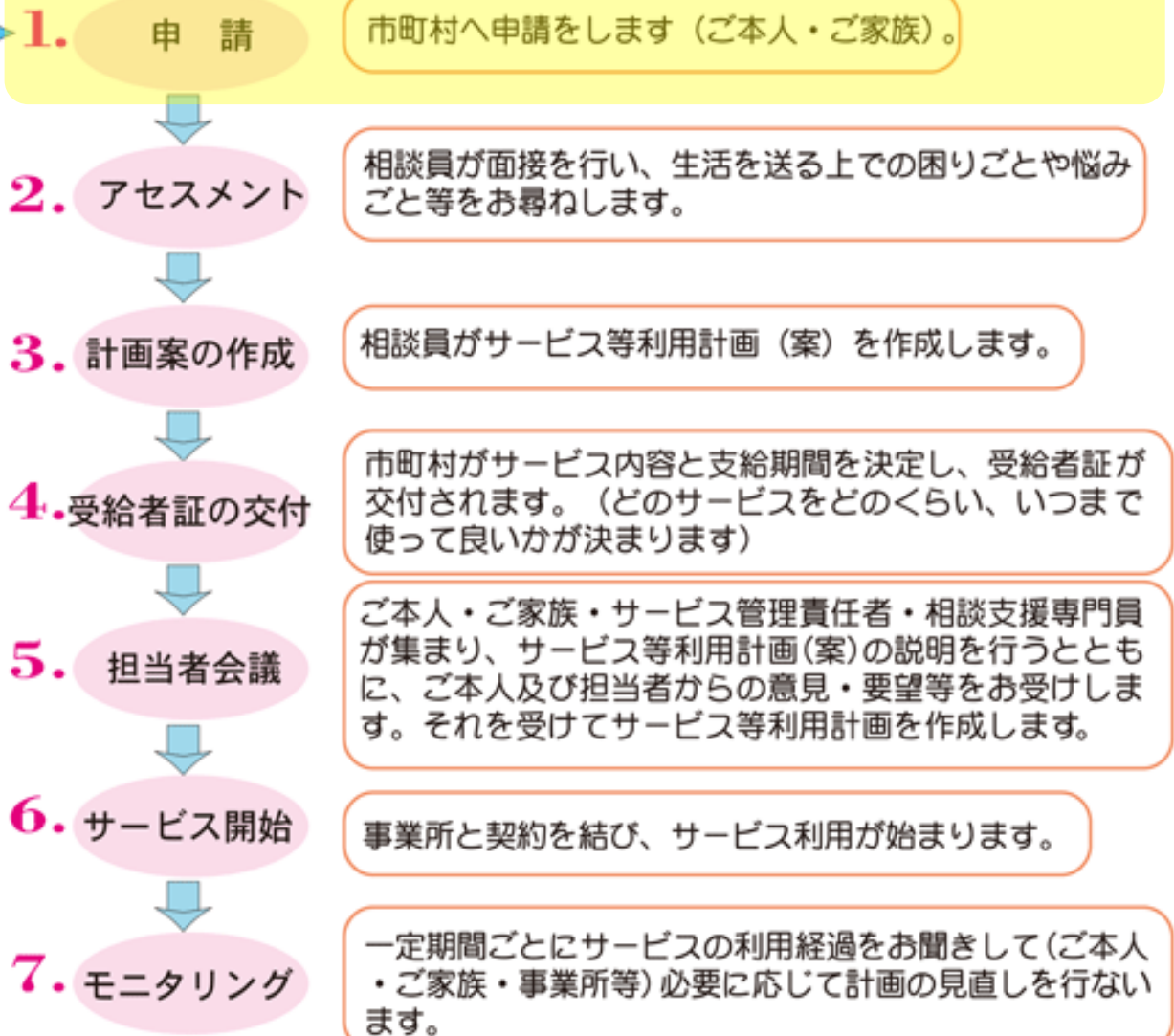
なお、通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、**通所給付決定とは別に決定をすることも可能**である。

この場合、5領域11項目の調査を行うことになるが、現下の新型コロナウイルス感染症の状況も鑑み、**書面や電話での聞き取り調査により調査する**ほか、令和2年度中の調査結果を用いて決定することも差し支えない。

また、当該障害児が主に利用している児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所、かかりつけ医等、本人の状態をよく知っている者からの聴取により決定することも差し支えない。

障害福祉サービス・相談支援事業のご利用の流れ

サービスの更新



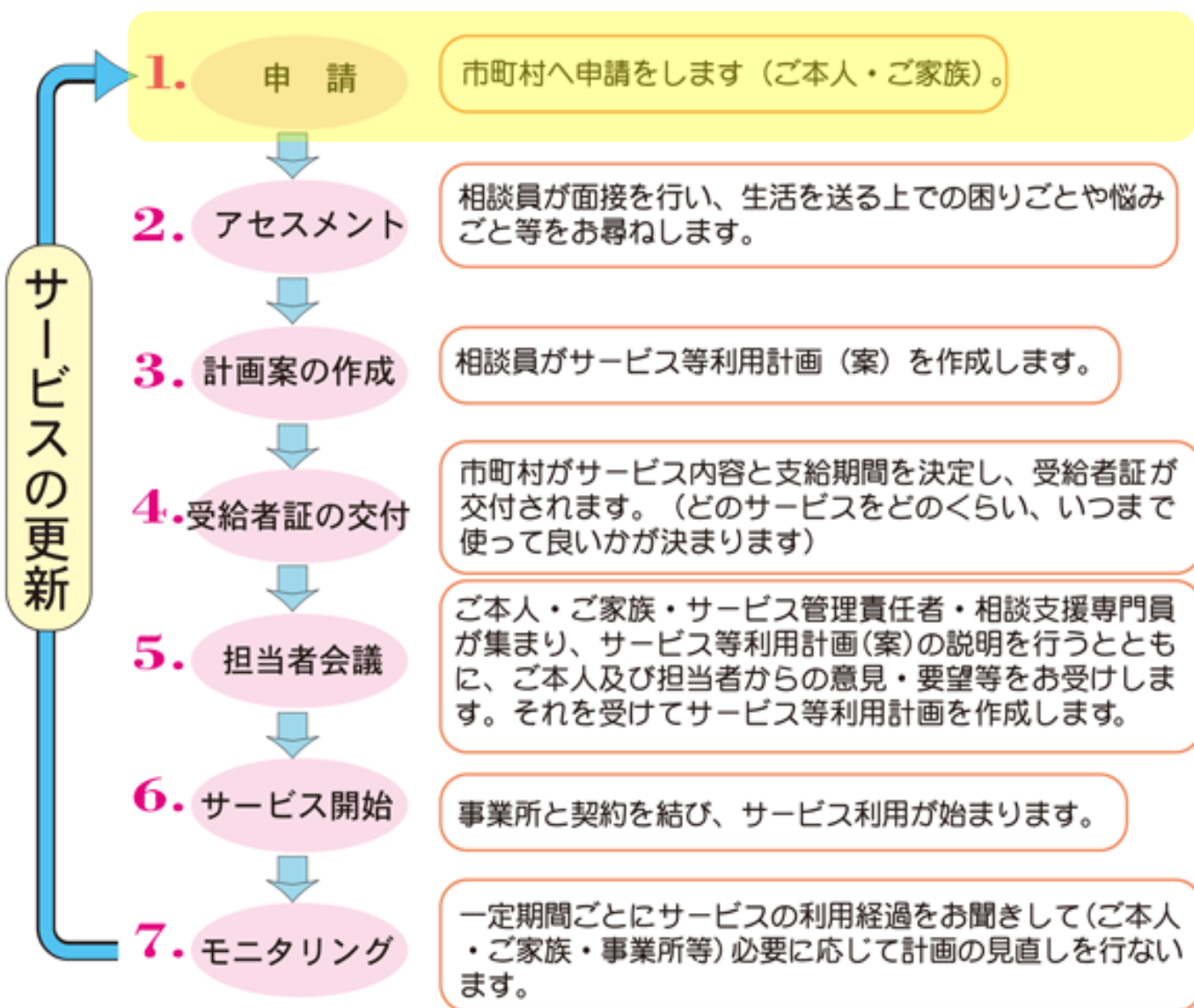
※市町村が決定したサービスの期間が終了するときに、更新の案内が届きます。

受給者証更新月の約40日前に保護者に「障がい福祉サービス等に関する（新規・変更）申請書」「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標」が送付されます。

5領域11項目について、お子さんの様子・状況を保護者が記入

行政が個別サポート加算について決定

障害福祉サービス・相談支援事業のご利用の流れ



※市町村が決定したサービスの期間が終了するときに、更新の案内が届きます。

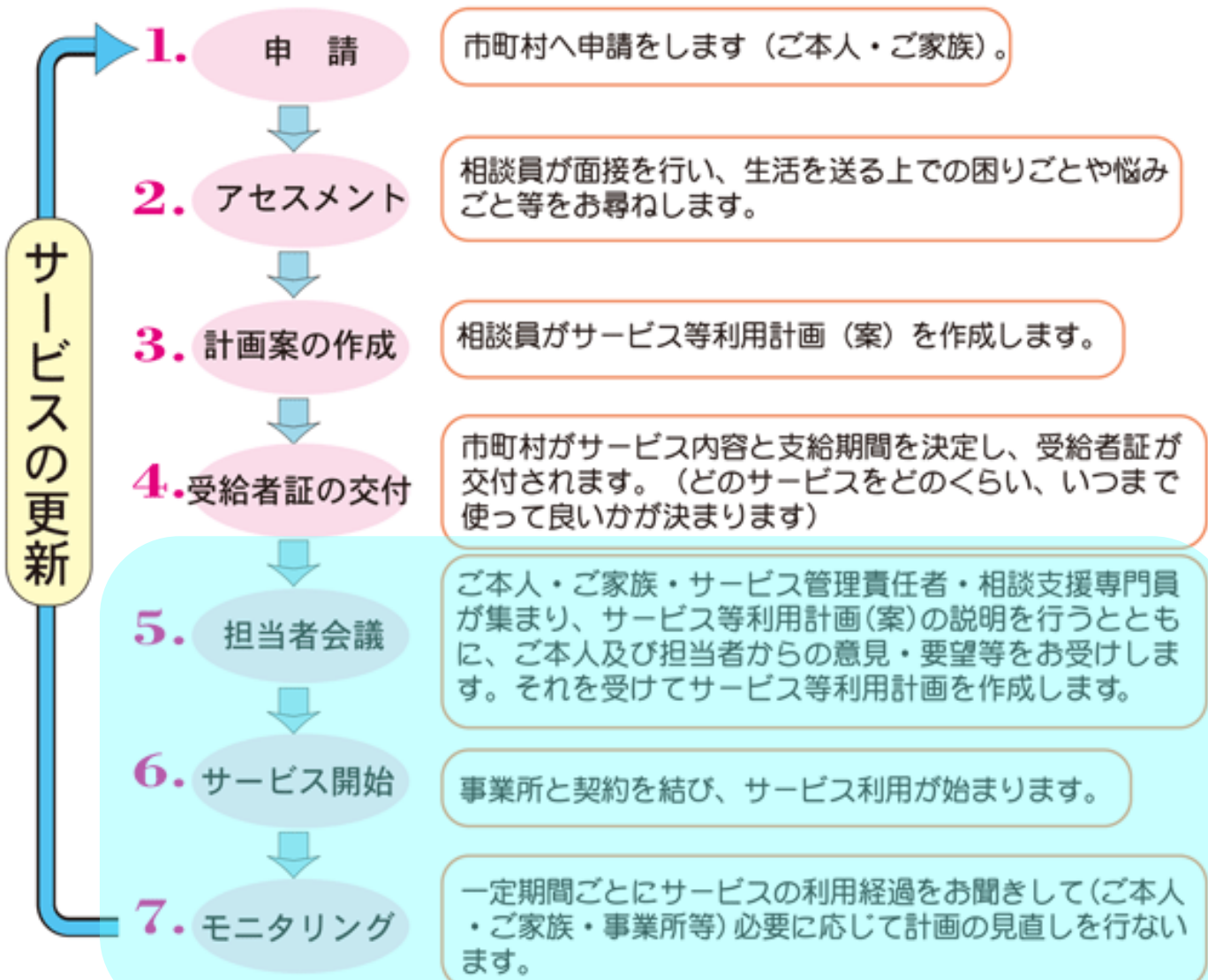
新規に放課後等デイサービスの利用する時に・・・

保護者が区役所等の窓口「障がい福祉サービス等に関する（新規・変更）申請書」を提出し、その時に聞き取りが行われます。

聞き取りをした方が「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標」を記入

行政が個別サポート加算について決定

障害福祉サービス・相談支援事業のご利用の流れ



※市町村が決定したサービスの期間が終了するときに、更新の案内が届きます。

放課後等デイサービスの利用を開始して・・・

放デイでの子どもの様子がこれまでと大きく変化している、環境の変化等で個別支援の必要性を感じる。

保護者と担当者会議やモニタリング時に子どもの様子や支援内容、方法の共有

保護者から区役所等に「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標」を再郵送していただくように依頼

情報交換・共有

放課後等
デイサービス

保護者

相談支援
専門員



- 「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標」の記入についての情報をいつ、どのようにして共有するか？
- 記入の考え方を保護者と共有する必要性
- 個別サポート加算を保護者にどのように説明し、理解を得るのか？

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
喫食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

個別サポート加算（Ⅱ）

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）において、**要保護児童又は要支援児童**（以下「要支援児童等」という。）を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童 対策地域協議会、医師（以下「連携先機関等」という。）との連携を行うことへの加算

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

連携先関係機関

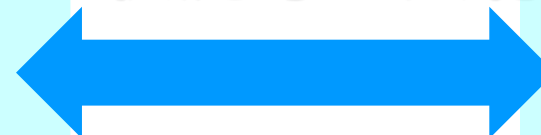
児童相談所
母子健康包括支援
センター等の公的
機関



家 庭 医 師



年1回以上の支援
の状況等の共有



記録を文書で保管

放課後等
デイサービス



個別サポート加算（Ⅱ）

（２）通所給付決定保護者の同意を得ること。

① 保護者に同意を求める趣旨

連携先機関等と要支援児童等への支援の状況等について共有しながら支援をすることについて、個別支援計画に位置づけ、通所給付決定 保護者の同意を得るものとする。この場合、保護者の心情に十分に留意すること。

② 同意を求める項目

ア 要支援児童等の課題や、課題に対する支援内容 個別支援計画に、養育環境等も含めた要支援児童等の課題や、課題に対する支援内容を記載すること。

イ 市町村やその他連携先関係機関等と要支援児童等の支援状況等の情報共有を行うこと。

③ 保護者との信頼関係の構築

個別サポート加算(Ⅱ)具体的な申請について

- 保護者の同意については、個別支援計画に養育環境等を含めた要支援児童等の課題や、課題に対する支援の内容を記載し、保護者の署名をもらうこと。

児童氏名: お客様 ヲ子 様		個別支援計画書		作成日	平成30年8月1日
【到達目標】				事業所名	児童発達支援事業所NCC
長期目標(内容、時期等)	-何か欲しい時には、促さなくても出る。 -どのスタッフが横にいても安心していられる。(1年)				
短期目標(内容、時期等)	-いろいろなパターンのスケジュールで過ごす。 -トイレを一人で済ませられる。(6ヶ月)				
【具体的な支援内容及び支援計画】					
順次順位	項目	具体的な支援目標	支援内容(内容・留意点等)	支援期間 (開始・終了・再評価等)	提供者・担当者・調整等
1	対人関係 社会性	①絵カードや文字カードで、本人のスケジュールを認識する習慣がつく。	①伝える方法は、言葉だけでなく、絵カードやスケジュール等、視覚から入るものも活用する。	【利用日】 月～金(下校時間～17:00) 学校休業日(10:00～16:00) 【次回更新予定月】 H31.2月(6ヶ月後)	【提供及び担当者】 放課後等サービス NCC 児童発達支援管理責任者 指導員 【留意事項】 遠征は事業所対応。
2	対人関係 社会性	①絵カードや文字カードで、本人のスケジュールを認識する習慣がつく。	①本人が好きなおもちゃ、興味がある事などを強化子として活用する。 「(本人が乗り気でないこと)をやったら、(強化子になるもの)をします。と伝えていく。」	【利用日】 月～金(下校時間～17:00) 学校休業日(10:00～16:00) 【次回更新予定月】 H31.2月(6ヶ月後)	【提供及び担当者】 放課後等サービス NCC 児童発達支援管理責任者 指導員 【留意事項】 遠征は事業所対応。
3	対人関係 社会性	①絵カードや文字カードで、本人のスケジュールを認識する習慣がつく。	①やらないういけないう事をやったら、好きな事が出来ること認識できる。	【利用日】 月～金(下校時間～17:00) 学校休業日(10:00～16:00) 【次回更新予定月】 H31.2月(6ヶ月後)	【提供及び担当者】 放課後等サービス NCC 児童発達支援管理責任者 指導員 【留意事項】 遠征は事業所対応。
【総合的な支援方針】					
数値や種類に対して、たくさん求めたり、強化子を増やしたりする等の配慮をしながら支援していきます。					
【留意事項】					
①緊急やむを得ない場合、身体の色覚が想定される場合等には、児童の行動を制限する措置(身体拘束にあたる行為等)を行う事もある。					
②下校後、保護不従等の発生を察知した場合には、その原因となる情報を得る為、連絡帳等を確認させて頂く場合がある。					
③支援する上で必要な情報を、関係機関(学校、福祉支援員、行政関係、他の事業所等)と共有する事もある。					
【加算についての特記事項】					
応用加算	学校から事業所・事業所から自宅への送迎を行うことができる。				
延長支援加算	サービス提供時間を超えて、利用することができる。				
上記の計画について、説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。					
平成30年8月1日	利用者署名または代理者署名	お客様 太郎	(続柄)	印	管理責任者
					ケアマネ A子 印

- 請求日前までに行政に個別サポート加算(Ⅱ)を申請する児童名を一覧にして提出する。